

伊達商工会議所創業支援利子補給制度 実施要領

(目的)

第1条 伊達商工会議所は、創業を目指す者を支援し、伊達市内経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、創業のために必要な資金の融資を利用した者に対し、利子の補給を行い、創業時及び創業間もない者の資金繰りと資金調達を支援する。

(補給金の交付対象者)

第2条 補給金の交付対象者（以下「補給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、北海道中小企業総合振興資金創業貸付（以下「創業貸付」という。）、又は株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）国民生活事業が実施する新規開業資金・新創業融資制度を利用した者とする。

(1) 事業を営んでいない個人が新たに伊達市内で事業を開始すること。ただし、個人にあっては、出店時に市内に住所を有していること。

(2) 事業を営んでいない個人が新たに会社を伊達市内に設立し、伊達市内で事業を開始すること。

(3) (1) 又は (2) に該当した者で、事業を開始（法人にあっては会社設立）後、5年を経過しない者。

2 前項で定める者のほか、市税等に未納がない者とする。ただし、個人にあっては伊達市内に住所を有する者に限る。

3 法令に基づく許認可などを必要とする事業を営もうとする者は、当該許認可などに係る登録、届出等を行っていること。

(補給金の対象期間及び額)

第3条 補給金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象期間は、1月1日から12月31日までの間を基準とし、補給対象者と伊達市内金融機関による創業貸付、又は公庫の開業資金に関する融資契約に基づく初回の支払日から起算して36カ月以内とする。

(2) 補給金の額は、対象期間における支払済利子のうち、次に定める額とする。ただし、当該月に支払うべき利子の返済を遅延したときは、遅延した額に係る補給金の交付は行わないものとする。

ア. 当該事業者が伊達市内金融機関による創業貸付、又は公庫と開業資金に関する融資契約に基づく利率（以下「約定利率」という。）が1%以上のときは、利率1%に相当する額とし、融資を受けた額のうち1,000万円を上限とする。

イ. 約定利率が1%未満のときは、支払済利子に相当する額とする。

(3) 前各号の補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補給金の交付申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げるとおり会頭に申請を行うものとする。

(1) 伊達商工会議所創業支援利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会頭に提出するものとする。

ア. 市税の完納証明書

イ. 伊達市内金融機関、又は公庫が発行する返済予定表の写し

ウ. 申請期間の返済の事実が確認できるもの(通帳の写し)、又は金融機関が発行する支払済額証明書

エ. 個人にあっては開業届出書、法人にあっては法人設立届出書の写し。ただし、2年度目からは確定申告書の写し、又は最近の営業活動が確認できる帳簿等の写し

オ. 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し

カ. その他会頭が特に必要とするもの

(2) 前号に規定する申請は、対象期間の翌年の1月31日までにを行うものとする。

(補給金の交付決定)

第5条 会頭は、前条に規定する申請を受けた場合には、これを審査し、伊達商工会議所創業支援利子補給金交付決定(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補給金の支払)

第6条 前条に規定する補給金の交付決定を受けた者が交付を請求しようとするときは、伊達商工会議所創業支援利子補給金交付請求書(様式第3号)に次の書類を添えて会頭に提出するものとする。

ア. 預金通帳の写し(表面と見開いた1・2ページ目)

(補給金の交付停止)

第7条 会頭は、第5条に規定する交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を停止することができる。

(1) 市税等に未納があるとき。

(2) 融資の返済を3カ月以上遅延したとき。

(3) 廃業したとき。

(4) 死亡その他の理由により、その継承者が不明のとき。

(5) 住所又は事業所を伊達市外に移転したとき。

(6) その他会頭が不相当と認めるとき。

(補給金の返還及び取消し)

第8条 会頭は、補給金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、交付した補給金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補給金の交付決定又は交付をうけたとき。
- (2) 融資が取り消されたとき。
- (3) その他会頭が不適當と認めたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年9月25日から施行する。

(補給対象の特例)

- 1 この要領施行の際、令和5年1月1日以降に、第2条第1項に該当する融資の契約に基づく初回の支払日が開始する者は、補給対象とみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

伊達商工会議所

会頭 壽浅 雅俊 様

申請者 住所

氏名

印

伊達商工会議所創業支援利子補給金交付申請書（ 年度目）

伊達商工会議所創業支援利子補給金について交付を受けたいので、伊達商工会議所創業支援利子補給制度実施要領第4条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請する期間の支払済利子の額	円
補助金交付申請額（利率1%の相当額又は支払済利子の相当額）	円
申請する利子支払期間	年 月 日 ～ 年 月 日
融資額	円
融資日	年 月 日
事業所所在地	伊達市

添付書類

- ① 市税の完納証明書（未納がないことの証明）、及び個人にあつては「住民票」
- ② 伊達市内金融機関、又は公庫が発行する返済予定表の写し
- ③ 申請期間の返済の事実が確認できるもの（通帳の写し）、又は金融機関が発行する支払済額証明書
- ④ 個人にあつては開業届出書、法人にあつては法人設立届出書の写し（2年度目からは確定申告書の写し、又は最近の営業活動が確認できる帳簿等の写し）
- ⑤ 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し
- ⑥ その他会頭が特に必要とするもの

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

伊達商工会議所
会頭 壽浅 雅俊

伊達商工会議所創業支援利子補給金交付決定（変更）通知書

年 月 日付で申請のあった補給金について、伊達商工会議所創業支援利子補給制度実施要領第5条の規定により、次のとおり決定（変更）したので通知します。

1. 補給金の交付決定額 金 円

2. 補給金不交付の理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

伊達商工会議所

会頭 壽浅 雅俊 様

申請者 住所

氏名

印

伊達商工会議所創業支援利子補給金交付請求書

伊達商工会議所創業支援利子補給制度実施要領第6条の規定により、下記のとおり補給金の交付を請求します。

記

1. 補給金請求金額 金 円

2. 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類

① 補給金の振込を希望する預金通帳の写し（表面と見開いた1・2ページ目）